　　　　 　　　 年 　　 月 　　 日

愛 知 県 知 事 殿

氏名又は名称

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　代表者の氏名

（法人の場合）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　登 録 番 号

旅行業約款変更認可申請書

このたび、当社が　　　年　　月　　日付で認可を受けた旅行業約款を変更致したく、旅行業法第１２条の２第１項の規定により、認可を申請致します。

１．申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地

氏名又は名称

　 住所又は所在地

２．登録番号

　愛知県知事登録 第 　　 － 　　　 号

３．申請の理由

募集型企画旅行及び受注型企画旅行に利用する宿泊機関が変更になった場合であって変更後の宿泊機関が契約書面に記載したものより等級が高いものであったときを変更補償金の支払いから除外するため

４．認可申請に係る旅行業約款

「認可を希望する旅行業約款（案）」（別紙２－１）のとおり

５．実施予定日

愛知県知事の認可を受けた日から

６．添付

（１）認可を希望する旅行業約款（案）（別紙２－１）

（２）当社が　　　年　　月　　日付で認可を受けた旅行業約款との対照表（募集型企画旅行契約の部　別表第二、受注型企画旅行契約の部　別表第二）（別紙２－２）

別紙２－１

認可を希望する旅行業約款（案）

１．当社が　　　年　　月　　日付で認可を受けた旅行業約款の「募集型企画旅行契約の部」の別表第二をつぎのとおりに変更する（下線部が変更及び追加箇所）。

別表第二 変更補償金（第二十九条第一項関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更補償金の支払いが必要となる変更 | 一件あたりの率（％） | |
| 旅行開始前 | 旅行開始後 |
| 第一号から第六号まで（略）    七 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更（当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。）    第八号及び第九号（略） | （略）    （略）            （略） | （略）    （略）            （略） |
| 注一から注四まで （略）  注五 第七号の宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト又は当社の営業所若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストによります。  注六及び注七 （略） | | |

２．当社が　　　年　　月　　日付で認可を受けた旅行業約款の「受注型企画旅行契約の部」の別表第二をつぎのとおりに変更する（下線部が変更及び追加箇所）。

別表第二 変更補償金（第三十条第一項関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 変更補償金の支払いが必要となる変更 | 一件あたりの率（％） | |
| 旅行開始前 | 旅行開始後 |
| 第一号から第六号まで（略）    七 契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更（当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機  関の等級を上回った場合を除きます。）    第八号 （略） | （略）    （略）            （略） | （略）    （略）            （略） |
| 注一から注四まで （略）  注五　第七号の宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト又は当社の営業所若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストによります。  注六 （略） | | |

３．上記１．及び２．以外は当社が　　　年　　月　　日付で認可を受けた旅行業約款と同一の内容である。

以 上

別紙２－２

当社の旅行業約款との対照表

|  |  |
| --- | --- |
| 認可を希望する旅行業約款（案） | 当社が　　　年　　月　　日付で認可を受けた  旅行業約款 |
| 募集型企画旅行契約の部  別表第二 変更補償金（第二十九条第一項関係）   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 変更補償金の支払いが必要となる変更 | 一件あたりの率（％） | | | 旅行開始前 | 旅行開始後 | | 一　契約書面に記載した旅行開始又は旅行終了日の変更  二　契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更  三　契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）  四　契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更  五　契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更  六　契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更  七　契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更（当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。）  八　契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、整備、景観その他の客室の条件の変更  九　前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更 | 1.5  1.0  1.0  1.0  1.0  1.0  1.0  1.0  2.5 | 3.0  2.0  2.0  2.0  2.0  2.0  2.0  2.0  5.0 | | 注一　「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行社に通知した場合をいいます。  注二　確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。  注三　第三号又は第四号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。  注四　第四号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。  注五　第七号の宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト又は当社の営業所若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストによります。  注六　第四号又は第七号若しくは第八号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。  注七　第九号に掲げる変更については、第一号から第八号までの率を適用せず、第九号によります。 | | |   受注型企画旅行契約の部  別表第二 変更補償金（第三十条第一項関係）   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 変更補償金の支払いが必要となる変更 | 一件あたりの率（％） | | | 旅行開始前 | 旅行開始後 | | 一　契約書面に記載した旅行開始又は旅行終了日の変更  二　契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更  三　契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）  四　契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更  五　契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更  六　契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更  七　契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更（当社が宿泊機関の等級を定めている場合であって、変更後の宿泊機関の等級が契約書面に記載した宿泊機関の等級を上回った場合を除きます。）  八　契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、整備、景観その他の客室の条件の変更 | 1.5  1.0  1.0  1.0  1.0  1.0  1.0  1.0 | 3.0  2.0  2.0  2.0  2.0  2.0  2.0  2.0 | | 注一　「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行社に通知した場合をいいます。  注二　確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。  注三　第三号又は第四号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。  注四　第四号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。  注五　第七号の宿泊機関の等級は、旅行契約締結の時点で契約書面に記載しているリスト又は当社の営業所若しくは当社のウェブページで閲覧に供しているリストによります。  注六　第四号又は第七号若しくは第八号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。 | | | | 募集型企画旅行契約の部  別表第二 変更補償金（第二十九条第一項関 係）   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 変更補償金の支払いが必要となる変更 | 一件あたりの率（％） | | | 旅行開始前 | 旅行開始後 | | 一　契約書面に記載した旅行開始又は旅行終了日の変更  二　契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更  三　契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）  四　契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更  五　契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更  六　契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更  七　契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更  八　契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、整備、景観その他の客室の条件の変更  九　前各号に掲げる変更のうち契約書面のツアー・タイトル中に記載があった事項の変更 | 1.5  1.0  1.0  1.0  1.0  1.0  1.0  1.0  2.5 | 3.0  2.0  2.0  2.0  2.0  2.0  2.0  2.0  5.0 | | 注一　「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。  注二　確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。  注三　第三号又は第四号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。  注四　第四号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。  注五　第四号又は第七号若しくは第八号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合であっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。  注六　第九号に掲げる変更については、第一号から第八号までの率を適用せず、第九号によります。 | | |   受注型企画旅行契約の部  別表第二 変更補償金（第三十条第一項関係）   |  |  |  | | --- | --- | --- | | 変更補償金の支払いが必要となる変更 | 一件あたりの率（％） | | | 旅行開始前 | 旅行開始後 | | 一　契約書面に記載した旅行開始又は旅行終了日の変更  二　契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設（レストランを含みます。）その他の旅行の目的地の変更  三　 契約書面に記載した運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更（変更後の等級及び設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります。）  四　契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更  五　契約書面に記載した本邦内の旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる便への変更  六　契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗継便又は経由便への変更  七　契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更  八　契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、整備、景観その他の客室の条件の変更 | 1.5  1.0  1.0  1.0  1.0  1.0  1.0  1.0 | 3.0  2.0  2.0  2.0  2.0  2.0  2.0  2.0 | | 注一　「旅行開始前」とは、当該変更について旅行開始日の前日までに旅行者に通知した場合をいい、「旅行開始後」とは、当該変更について旅行開始当日以降に旅行者に通知した場合をいいます。  注二　確定書面が交付された場合には、「契約書面」とあるのを「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用します。この場合において、契約書面の記載内容と確定書面の記載内容との間又は確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じたときは、それぞれの変更につき一件として取り扱います。  注三　第三号又は第四号に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものである場合は、一泊につき一件として取り扱います。  注四　第四号に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用しません。  注五　第四号又は第七号若しくは第八号に掲げる変更が一乗車船等又は一泊の中で複数生じた場合で あっても、一乗車船等又は一泊につき一件として取り扱います。 | | | |

以上